

# 沖縄事業再生

## 3月 理事会・勉強会のご案内 (第70回)

2015年2月23日  
沖縄事業再生研究会  
代表理事 竹下勇夫、与世田兼稔

場 所：沖縄振興開発金融公庫（5階）大会議室

日 時：2015年3月17日（火）18：00～20：00

（理事会） 18：00～18：10

1. 会員入会申込者の承認について
2. その他

（勉強会） 18：10～20：00

【テーマ】  
「事業再生 ADR 法改正論議」について

講 師：中島 弘雅（なかじま ひろまさ）先生 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

### 【講演等の概要】

近時、事業再生の有力な仕組みの1つとして注目されている手続に、2007年に、産活法(当時。現在は、産強法)の一部改正により創設された「事業再生 ADR」手続がある。事業再生 ADR は、経営危機に陥った債務者会社が、公正・中立な第三者機関である「特定認証 ADR 事業者」の関与の下に行われる(対象)債権者・債務者間の話し合いに基づきその事業の再生を図っていく手続である。この事業再生 ADR は、実は、イギリスの「会社任意整理」(company voluntary arrangement)を参考にしつつ、それを換骨奪胎して作られた手続である。もっとも、わが国の事業再生 ADR では、イギリスの会社任意整理とは異なり、事業再生計画の成立には、(対象)債権者(金融機関)全員の同意が必要であり、計画案に不同意の(対象)債権者がいる場合には、特定調停手続を借る必要がある。しかし、これに対して、この事業再生 ADR 手続を更に使いやすい手続にするという観点から、計画案に不同意の(対象)債権者がいても、大多数の(対象)債権者が計画案に同意している場合には、事業再生計画を成立させることができるようにするための法改正の準備が進められている。本日の報告では、法改正に向けて、具体的にどのような方向で議論が進められているのかを紹介することにしたい。

### 【講師ご紹介】

1954年3月10日、兵庫県生まれ。2004年4月より現職。事業再生実務家協会理事、事業再生研究機構理事、ABL 協会顧問などを兼ねる。主な著書として、『体系倒産法 I [破産・特別清算]』（中央経済社）、『英米倒産法キーワード』（弘文堂・共編著）、『民事執行・民事保全法』（有斐閣・共著）、『現代倒産手続法』（有斐閣・共著）、『民事手続法の比較法的・歴史的研究』（慈学社・共編著）、『動産債権担保——比較法のマトリクス』（商事法務・共編著、近刊）などがある。

（紹介者：沖縄国際大学法学部 准教授 上江洲 純子 氏）

※ご出欠連絡については、諸準備の都合上、本メール返信  
または電話等にて3月10日（火）までお願いいたします。  
（期限厳守ください）

沖縄事業再生研究会(事務局)  
日本公認会計士協会沖縄会  
E-mail : jicpa-okinawa@japan.email.ne.jp  
Tel 951-1820 Fax 951-1833  
(担当：山入端)  
当日連絡先：090-8762-5569 (山内)